

【資料2】

令和8年度障害者とシニアの活躍応援事業業務委託仕様書

1 目的

障害者とシニアの県内企業への就業を促進するため、障害者とシニア向けスキルアップセミナー等を開催するほか、県内企業の受入環境の整備にかかる支援に対しマッチング機会の提供も含めた総合的な支援を行うとともに、その取組内容を広く普及させ、県内企業の人材不足・定着に向けた取組を促進する。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 本事業の支援対象者

(1) 求職者（障害者・シニア）

県内在住の障害者とシニア（概ね55歳以上）を対象とする。

※特別支援学校等の生徒も対象とする。

(2) 県内企業

秋田県内に本社、支社または営業所を有する企業

4 業務委託内容

(1) 求職者（障害者・シニア）向け支援業務

(i) 就業意欲を向上させるためのセミナーの開催

① 実施回数 2回（障害者向け・シニア向け 各1回）

② 参加者数 200名（目標）（障害者向け・シニア向け 各100名）

障害者手帳を所持していなくても就労に困難を抱えている人や、現在求職活動をしていないものの働く意欲があるシニアなどを含め、幅広く障害者やシニアの掘り起こしを図る。

③ 開催形態 ハイブリッド開催（集合開催＋オンライン配信）

集合開催場所は秋田市とし、県北エリアと県南エリアにパブリックビューイング会場を設置すること。

④ 想定内容

ア 障害者向け 障害の特性等を踏まえた働き方の紹介のほか、デジタル技術や職場コミュニケーション力・問題解決能力（仕事で分からないことや困っていることを伝え解決するための力）の習得等を仕事に活用する内容を盛り込むなど、障害者の就労に対する不安を解消し、モチベーションを向上させるような内容とすること。また、障害者就業・生活支援センターの実施する「障害者職場実習促進事業」や秋

田労働局及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部の支援策を紹介すること。

イ シニア向け 人生100年時代を見据え、健康状態や意欲に対応した短時間勤務（プチ勤務を含む）やテレワーク等の柔軟な働き方を紹介するほか、これまでの経験やスキル等の棚卸しを行い、それを生かしたセカンドキャリアにつながるような内容とすること。また、秋田労働局及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部の支援策やシルバー人材センター及び（公財）産業雇用安定センター秋田事務所を紹介すること。

⑤ その他 実施したセミナー等の内容は録画をし、後日アーカイブとして公開（限定公開）できるように編集し、県が指定した形式により提供すること。

（ii）スキルアップ講座の開催

① 実施回数 各コース1回 計2回（合同）

② 参加者数 20名（目標）各コース10名

③ 開催形態 集合開催（秋田市内）

④ 想定コース

ア テレワーク就業コース テレワーク就業を希望する方を対象とし、テレワーク体験を含めながら、実践的なスキルが身につく内容とすること。

イ 生涯現役アクションプラン作成コース 自己理解（キャリアの棚卸し）、環境変化への理解、ライフプランとマネープランを踏まえた、シニアのための生涯現役アクションプランを作成する内容とすること。

（2）企業向け支援業務

（i）障害者雇用促進セミナーの開催

① 実施回数 1回

② 参加企業数 120社（目標）

③ 開催形態 ハイブリッド開催（集合開催＋オンライン配信）

集合開催場所は秋田市とし、県北エリアと県南エリアにパブリックビューイング会場を設置すること。

④ 想定内容 講座とパネルディスカッションの2本立てとして開催すること。

ア 講座

障害者雇用を進める重要性を踏まえた上で、障害者の特性に応じた雇用管理や業務選定のほか、業務の切り出しを含めた職場環境整備のノウハウを学べる内容とするとともに、障害者雇用におけるトラブルの回避策やスムーズな雇用を実現するためのヒントを学べる内容等とする。特に、近年増加している精神障害者への対応策を含めること。

また、秋田労働局と（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構等の支援策を併せて紹介すること。

イ パネルディスカッション

令和7年度のモデル事例集掲載企業や専門家派遣等により支援を受けた県内企業による事例発表のほか、専門家等による講評を行い、障害者雇用に取り組む県内企業の参考となるものとする。

- ⑤ その他 実施したセミナー等の内容は録画をし、後日アーカイブとして配信できるように編集し、県が指定した形式により提供すること。

(ii) シニア雇用促進セミナーの開催

- ① 実施回数 1回
② 参加企業数 120社（目標）
③ 開催形態 ハイブリッド開催（集合開催＋オンライン配信）
集合開催場所は秋田市とし、県北エリアと県南エリアにパブリックビューイング会場を設置すること。
④ 想定内容 講座とパネルディスカッションの2本立てとして開催すること。

ア 講座

シニア雇用を進める重要性を踏まえた上で、シニアの経験や就労形態に対する希望に応じた雇用管理や業務選定、職場環境の整備などのノウハウを学べる内容とし、短時間勤務（プチ勤務を含む）やテレワークを含めた柔軟な働き方の導入も併せて促すこと。また、秋田労働局と（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、シルバー人材センター（派遣事業）、（公財）産業雇用安定センター等の支援策を併せて紹介すること。

イ パネルディスカッション

令和7年度のモデル事例集掲載企業や専門家派遣等により支援を受けた県内企業による事例発表のほか、専門家等による講評を行い、シニア雇用に取り組む県内企業の参考となるものとする。

- ⑤ その他 また、実施したセミナー等の内容は録画をし、後日アーカイブとして公開（限定公開）できるように編集し、県が指定した形式により提供すること。

(iii) 先進的な県外企業との交流会の開催

- ① 実施回数 1回
② 参加企業数 10社以上
③ 開催形態 オンライン開催
④ 企業選定 障害者やシニアの雇用において先進的な取組をしている県外企業を県と協議の上、選定すること。

(iv) 専門家の派遣

- ① 実施時期 令和8年7月から令和9年1月まで

- ② 実施回数 10回（1社最大3回）以上
- ③ 実施企業数 5社以上
- ④ 開催形態 現地訪問（企業側の意向によりオンラインによる支援も妨げない。）
- ⑤ 専門家選定 障害者やシニアの雇用、多様な働き方の導入に関して豊富な経験を持つ人材コンサルタントや社会保険労務士等を県と協議の上、複数名選定すること。
- ⑥ 支援内容 採用計画の策定、業務の切り出し、労働条件や就労環境の整備にかかる支援制度の紹介、テレワークを含めた柔軟な働き方の導入 など
- ⑦ その他 令和7年度事業の参加企業のほか、障害者・シニア雇用促進セミナーの参加企業を優先的に対象とすること。

(v) モデル事例集の作成

- ① 掲載企業数 8社程度
 県内企業の中で、シニアや障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業の好事例を掲載する。（シニア・障害者 各4社程度）
 法定雇用率達成企業の割合が低い業種（情報通信、教育・学習支援など）や人材確保に課題を抱えている業種（建設、医療・福祉など）について、県と協議の上、少なくとも1社は必ず選定すること。
- ② 納品方法 電子データ
- ③ その他 支援制度等の有益な情報も掲載すること。
 基本的に、掲載する県内企業へ出向き、取組内容を聞き取ること。（企業側の意向によりオンラインやメール等による聞き取りも妨げない。）

(3) マッチング支援業務

(i) 合同就職説明会の開催

- ① 実施回数 2回（障害者向け1回、シニア向け1回）
- ② 開催形態 集合開催（秋田市内）
- ③ 出展企業数 30社程度（目標）
- ④ その他
 - ・障害者やシニアの雇用に向け、労働条件や就労環境の整備を行うなど、採用意欲がある企業のみ出展可能とすること。
 - ・出展企業の情報をまとめたガイドブック等を作成し、配布すること。
 - ・ハローワーク等の支援機関の相談ブースを設けること。
 - ・障害者向けでは障害福祉サービス事業所、シニア向けではシルバー人材センター連合会も出展対象とすること。

(4) その他の業務

(i) 参加者及び参加企業の募集（周知）

- ① 各業務の集客にあたっては、チラシの作成・配布を必須とし、商工団体や関係支援機関の協力を得ながら、広く周囲を図ること。
- ② 参加申込書の受付、取りまとめ及び参加者、参加企業への開催案内に関する事務は

受託者が行うものとする。ただし、参加申込みが定員を上回る等調整が必要な場合には、県と協議の上決定するものとする。

(ii) アンケート調査の実施

- ① 事業効果を把握するため、業務毎に参加者アンケート調査を実施し、その結果を分析して、調査結果を県に報告すること。
- ② 調査項目は県と協議の上、受託者が作成する。

(iii) 参加者の追跡調査

(1) 及び(3)の業務の参加者に対し、就労状況（就職活動の状況、就労の有無、就労先の業種・職種、雇用形態等）に関する追跡調査を12月、3月の2回実施し、調査結果を県に報告すること。

(5) 共通事項

(i) 業務管理責任者の配置

業務全般についての計画・立案・進捗管理等、本委託業務を統括する業務管理責任者を配置すること。

(ii) 工程表等の提出

契約締結後速やかに、作業工程表、業務管理責任者及び各業務担当者一覧を提出すること。

(iii) 開催日時等

契約締結後速やかに、各業務の開催日、会場及び実施内容等について、県と協議を行い決定するものとする。その際、事前に秋田労働局及び(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部と開催日程及び業務内容（セミナーの内容等）を確認し、それぞれの取組において、相乗効果が得られるよう調整すること。

(iv) 会場の手配等

会場の選定、手配及び支払については受託者が行うものとする。

(v) 講師等の選定等

- ① セミナーや交流会等の講師、発表者等の選定、交渉、手配、謝金や旅費の支払については受託者が行うものとする。
- ② 講師や発表者等は、十分な知識や経験を有する者を選定すること。

(vi) 業務報告

次に掲げる区分に従い、実績等の報告を行うこと。

① 月次報告

- ・内 容：業務の進捗状況、実績（参加者数、アンケート結果など）
- ・提出期限：翌月10日まで

② 業務完了報告

- ・内 容：実施業務の内容、実績（参加者数、就職者数など）、成果及び課題等
- ・提出期限：委託業務完了後、速やかに提出すること。

5 成果目標

本事業における目標値は次のとおりとする。

新規就業者 120人以上（障害者60人、シニア60人）

※正規雇用・非正規雇用、直接雇用・派遣就業、就業時間数、日数等就業の形態は問わないが、県内企業への就業者数をカウントするものとする。

障害者の新規就業においては、県内8カ所の障害者就業・生活センターとの連携を密にし、就業先の把握に努めること。

6 県との協議、関係機関との連携

(1) 事業計画の詳細について、県と協議しながら実施すること。

(2) 県が開催するプラットフォーム会議に参加し、事業実施状況や成果、課題等の報告を行うこと。（予定開催回数：年2回）

(3) 事業の実施にあたっては、秋田労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部や、プラットフォーム会議の構成団体等の関係団体との連携を図り、各機関が実施するそれぞれの取組が効果的に機能するよう連携を図ること。

7 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に係る一切の経費を含む。

(2) 再委託等について

ア 受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、委託業務の一部を第三者に委託することができるが、その場合は再委託する業務内容等について事前に書面にて協議し、県の承認を得ること。

(3) 成果物の帰属等

本事業に関する成果物に関する著作権その他権利は、すべて県に帰属するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏洩について、万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

(6) 会計帳簿

本事業に係る経理は、3の本事業の対象者ごとに、他の経理と明確に区分して会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存すること。

なお、本事業は国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」を活用することから、関係する規定を確認し、遵守すること。また、会計検査院の实地検査等の対象となるため、实地検査等が行われるときは協力すること。

8 その他

- (1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のため必要な事項などは、必要の都度、受託者と県が打ち合わせを行いながら進めていくこととなるため、打ち合わせが実施可能な体制を整えること。
- (2) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。